省令附則第二条第三項に規定する確定補正係数（平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間のものに限る。）	一・〇八〇七八
省令附則第二条第三項に規定する確定補正係数（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のものに限る。）	一・〇九三三九
省令附則第三条第三項に規定する補正後確定補正係数	一・〇九三三九
省令附則第六条に規定する補正後加入者一人当たり負担額	五万四千四百八十五円
省令附則第二十三条に規定する加入者一人当たり負担見込額	一円十五銭
省令附則第二十四条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三十三銭
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率（平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間のものに限る。）	〇・〇〇一四七〇五六
法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のものに限る。）	〇・〇〇一五三〇五九
法附則第十四条の三第五項に規定する支援金確定拠出率（平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間のものに限る。）	〇・〇一三三二六四一
法附則第十四条の三第五項に規定する支援金確定拠出率（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のものに限る。）	〇・〇一三四九一五五

○農林水産省告示第七百十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

○農林水産省告示第七百十四号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成三十事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

農林水産大臣が定める金額　千五百五十九億三千九百九十二万四千円

改正後

補助金等の予算科目	事務の内容
（削る）	
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	（略）
一　海外需要創出等支援対策事業に係るもの（品目別等輸出促進対策事業のうち産地と連携した販売促進支援に係るものに限る。）	
二　輸出環境整備推進事業に係るもの（国際的認証資格取得等支援事業に係るものに限る。）	
食料安全保障確立対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
一　牛疾病検査円滑化推進対策事業に係るもの（主たる事務所の所在地が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県にある事業実施主体に係るものに限る。）	
二　家畜生産農場清浄化支援対策事業に係るもの（主たる事務所の所在地が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県にある事業実施主体に係るものに限る。）	
（略）	
（削る）	
特殊自然災害対策整備費補助金	

改正前

補助金等の予算科目	事務の内容
国産農産物消費拡大対策地方公共団体事業費補助金	（略）
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
一　輸出に取り組む事業者向け対策事業に係るもの（地域規模団体に係るものに限る。）	
二　茶輸出特別支援事業に係るもの	
食料安全保障確立対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
一　死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業（主たる事務所の所在地が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県にある事業実施主体に係るものに限る。）	
二　家畜生産農場清浄化支援対策事業（主たる事務所の所在地が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県にある事業実施主体に係るものに限る。）	
（略）	
農地集積・集約化対策推進交付金	
特殊自然災害対策整備費補助金	